

入 札 心 得

（無効となる入札）

1 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- （1） 入札参加資格のない者が入札したもの
- （2） 入札書が所定の日時までには到着しないもの
- （3） 入札者又は処理人が同一事項について 2 通以上入札したもの
- （4） 入札者が協定して入札し、その入札に際し不正な行為があったと認められるもの
- （5） 入札保証金を納付する場合において、入札保証金が納付されていないもの又はその額が所定の額に達していないもの
- （6） 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のないもの又は主要事項の記載が明確でないもの（入札書の金額の訂正は無効とする）
- （7） その他入札に関する条件に違反したもの

（入札執行の取消し又は執行中止）

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、取消し、又は中止することがある。

- （1） 不正その他の理由により競争の実益がないと認めるとき。
- （2） 災害その他やむを得ない事由が生じたとき。
- （3） 入札案件の廃止若しくは変更その他必要があると認めるとき。

（公正な入札の確保）

3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（工事、製造その他の請負及び役務の提供における技術者の設置）

4 工事、製造その他の請負及び役務の提供における入札について、落札者は次の各号を遵守しなければならない。

- （1） 工事、製造その他の請負については、専任の主任技術者又は監理技術者を置くこと。
- （2） 工事現場の監理技術者は、指定建設業監理技術者資格証を携帯し、発注者から請求があったときは、提示すること。
- （3） 役務の提供については、現場責任者を置くこと。